

第7回山梨県地方税制等検討会議事録

1 日時 令和4年1月17日（月）午後2時～3時25分

2 場所 山梨県立図書館1階イベントスペース（西側）

3 出席者

（委員）青木宗明※、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘、関口智※、西山由美※、三神治彦、村田俊也
（敬称略・50音順）「※」はオンライン参加

（事務局）入倉総務部理事、植村税務課長、奈良総括課長補佐、企画・課税担当（3名）

（申入書提出団体）一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本ミネラルウォーター協会
（説明順）

（県内関係団体）公益社団法人日本水道協会山梨県支部、一般社団法人山梨県機械電子工業会、
山梨県農業協同組合中央会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会
（説明順）

4 次第

（1）開会

（2）議事

ア 地下水に着目した法定外税についての関係団体による意見説明

イ その他

5 配布資料一覧

資料1	意見説明予定団体一覧表
資料2	税制案に対する意見照会取りまとめ結果（県内関係団体）
資料3	税制案に対する意見照会取りまとめ結果（申入書提出団体）
参考資料①	地下水に着目した法定外税について（照会）（抜粋）

6 議事等の概要

1 地下水税に着目した法定外税についての関係団体による意見説明

（会 長） それでは議事を始めさせていただきます。

今回は、前回の検討会において取りまとめられた案A及び案Bの各税制案についての関係団体による意見説明を行います。

なお、本日の検討会の内容は、全て県で定める審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により非公開とすべき内容となりますので、報道関係者については頭撮りのみとさせていただきます。傍聴者の出席はございません。

それでは資料1から資料3により、事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは事務局から説明させていただきます。

これまでの経緯と、本日配布した資料についての説明となります。

今回の関係団体からの意見聴取につきましては、前回10月25日に開催をいたしました第6回検討会にて確認させていただいたとおり、事前に書面で意見を提出していただく方法と、団体の方に、検討会にお越しいただいた上で、直接、委員の皆様に対して、団体の意見を説明していただく方法を併用してございます。

資料の順番が前後いたしますが、最初に配布した資料の最後に添付してございます参考資料①を御覧ください。

参考資料①という公文書でございます。

第6回検討会での議論を踏まえまして、課税に関わる可能性のある事業者の関係団体として、意見聴取の対象とさせていただいた県内関係団体11団体と、過去に申入書の提出をいただきました2団体に対しまして、11月に、このような公文書におきまして、現在検討会で検討しております法定外税の案でございます案Aと案Bについて、団体としての御意見の提出を依頼したところでございます、13団体全ての団体から意見を提出いただいたところでございます。

頂いた意見につきましては、本日配布させていただきました資料2といたしまして県内の関係団体、資料3といたしまして申入書提出団体の意見ということで、その内容をそのまま掲載させていただいたところでございます。

この意見を提出いただいた13団体のうち、本日は資料1のとおり、合計7団体に、この会場にお越しいただき、委員の皆様へ直接、御意見の説明をいただくこととなっております。

資料2及び資料3を参照しながら、お聞きいただければと思います。

各団体には、いずれも10分以内での説明をお願いしており、順次交代で説明をしていただきます。

なお、委員の皆様との意見交換は想定しておりませんので、御承知願いたいと存じます。また、本日の意見説明につきましては、その説明の中に、法人等に関する情報等を取り扱う可能性があるため、会議自体は傍聴やマスコミの方が同席しない対応とさせていただきますが、後日、非開示すべき内容の有無など事務局が確認した上で、本日配付いたしました資料とともに、議事録として県ホームページにて公開いたしますので、あわせて御承知願いたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

よろしく願いいたします。

(事務局) 頭撮りは以上となりますので、報道関係の方は御退室願います。

(会長) ありがとうございます。

それでは、意見説明について、まず本検討会に申入書を頂いている団体、続きまして、県内の関係団体の順で始めたいと思います。

それでは説明者の紹介、取次ぎについては、事務局の方でお願いいたします。

(事務局) それではこれより、意見説明を始めさせていただきます。

本日は申入書提出団体が2団体、県内関係団体が5団体の計7団体による意見説明を予定しております。

(1) 一般社団法人全国清涼飲料連合会

それでは、一般社団法人全国清涼飲料連合会様、よろしく願いいたします。

(全国清涼飲料連合会) 本日は清涼飲料業界の代表として、御検討中の地下水税に関しまして、意見を申し上げる機会をいただき厚く御礼申し上げます。

では、地下水についての御提案に対して清涼飲料業界の意見を申し上げます。

まず申し上げたいのは、容器に充填された飲料水は、今日、国民の日常生活を支える生活必需品と考える点です。

取水した地下水を飲料水として製品化する製造事業者に対して、地下水取水量又は移出量に対して、課税金額を決める法定外普通税を課することは、取水した地下水を容器に充填して、飲料水として使用する地下水に対して課税が行われることとなり、税負担が物品のコストに含められて、最終的に消費者に転嫁されるということなんです。

私たち清涼飲料業者は、国民の飲料水を供給しているという使命感を持っています。

国民の飲料水という生活必需品、生活必需品の中で最も重要であるとされ、災害時のライフラインの切断時の備蓄品の中でも、最も重視される命の水に対して山梨県が課税を行うことは、国民生活を害するものであり、容器に入れた飲料水を国民に供給する事業者としては認めることはできません。

また、国民生活を害する点を申し上げましたけど、地下水税という名の法定外普通税は、国民生活を害するだけでなく、そもそも税の原則を踏み外していると考えています。

税の原則が十分に議論されないまま、検討会の議論が技術的な徴収方法に進んでいる点が、非常に遺憾と申し上げざるを得ません。

昨年11月に提出しました清涼飲料業界の意見書は熟読いただいていると理解しますので、本日は税の原則に関する清涼飲料業界の意見については詳細説明いたしません、特に、強調させていただきたい論点に絞って、税の原則についても反対理由を申し上げます。

まず1番目ですけれども、私水である地下水にそもそも課税できるのか、我々にはできないと考えています。

土地の私的所有権はその土地の上下に及ぶとされ、地下水も土地の所有権の一部であることから、地下水は私水であり、課税の対象とはできないのではないかと考えています。

もちろん、固定資産税のように私的所有権のある土地に対して課税されている例もありますけれども、固定資産税の場合は、行政により固定資産台帳の管理などの住民サービスが提供されている応益課税であり、地下水税は性格が異なると思います。

また、土地の私的所有権は土地の上下に及ぶとされ、地下水の所有権もその一部であることから、既に固定資産税という税金の中で、地下水に対して税金がかけられているとの解釈もできると思います。

そもそも私水には課税できない上に、固定資産税との二重課税を検討されている点も理解に苦しみます。

2番目、業者への課税は、人が適時適切に水を摂取する必要性から、飲用に関する税金は減免または減額されていると理解しております。

山梨県の流水占用料も然り、消費税の軽減税率も然りです。

地下水税の検討は、これまで国や山梨県が取ってこられた考えと、大きく矛盾していませんか、そういうふうを考えざるを得ません。

3番目です。

応益課税の点からも理解に苦しみます。

地方税は各人が受け取る公的な利益の大きさに応じて課税されるのが原則と理解しております。

地下水税案ではこの点が議論されないまま、徴収方法の技術論に入ってしまったのが遺憾と申し上げざるを得ません。

4 番目です。

地下水税は物の物流に大きな支障を与えると予想します。

よって、地方税法第 2 6 1 条第 2 号に抵触していると考えます。

地下水税は最終的には製品価格に転嫁されます。

他県の地下水を利用した清涼飲料に対して、山梨県の地下水を使った清涼飲料が高くなって、山梨県の地下水を使った清涼飲料の消費を抑制させ、山梨県の地下水を使った清涼飲料製品の流通に障害を与えると考えます。

これは地方税法第 2 6 1 条第 2 号に抵触してると考えます。

5 番目です。

地下水税は、形式的には事業者への課税であっても、製品に転嫁されて、消費者に税負担いただくこととなります。

つまり、消費に対して課税することになり、消費税の二重課税だと考えます。

よってこれは地方税法第 2 6 1 条第 1 号の不同意事由に該当すると考えます。

また、飲用水は消費税法上、食品に該当し、軽減税率の対象です。

最終的には地下水税は消費者に転嫁せざるを得ない、結果的に消費税の二重課税となる。

よって、地下水税は国の経済施策に照らしても適当でないと考えます。

地方税法第 2 6 1 条第 3 号、この不同意事由に該当すると考えます。

6 番目。

そして最後になりますけれども、地下水税は税法上の公平性の観点から大いに問題があると考えます。

憲法第 1 4 条第 1 項の平等原則との関係で、課税手法が目的との関連で合理性を有することが厳しく問われなければならないと考えています。

検討会で採用案として議論されている案 B)については、課税客体候補が全工業用地下水の何%に該当すると計算されているのでしょうか。

案 B-1) を例にとって検討資料にあります数字を使って、検討会で検討されている資料を使って計算しますと、想定される課税標準量としての地下水をそのまま製品化した飲料という数字が出ていますので、それを分子として、また大規模採取者による業種別地下水採取量を分母として計算しますと、案 B-1) で課税客体となっている事業者の地下水採取量は、全工業用地下水のわずか 2% です。

このような特定かつ少数のものへの課税において、税の公平性が担保されているといえるのでしょうか。

これはいわゆる特定の事業者に不合理な負担をかけている状況ではないのでしょうか。

よって、課税上の公平性に欠けていると清涼飲料業界は考えています。

なお、山梨県の平成 1 8 年の報告書では、ミネラルウォーター税の導入検討にあたりまして、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎているということで、山梨県が自らミネラルウォーター税の導入を見送っています。

今回の地下水税は、同様に、納税義務者が特定かつ少数の者に限定されているという状況

と考えます。

山梨県が自ら一度出した結論を覆して、公平性を欠く税を導入する合理性はどこにあるのでしょうか。

非常に遺憾ですとしか言いようがありません。

それから、また消費税の公平性の観点からも意見があります。

さきに申し上げたとおり、地下水税は最終的に製品に転嫁せざるを得ません。

また、第6回検討会の議事録を拝見しますと「少し政治的な話をすると、県民の方にはできるだけ負担をかけたくないとする点で、移出行為に対する課税を推奨する。」との意見が、委員の方から出ております。

つまり、地下水税が製品価格に転嫁される。

その価格の多くが県外に移出され、最終的に製品価格に転嫁された製品を購入するのは、多くが県外在住者、しかし、税が転嫁された製品を購入する消費者の多くは、山梨県議会には代表を送ることができない県外在住者です。

最も影響を受ける県外在住者が意見を言えないプロセスで、県外在住者に大きな影響を与える地下水税の導入を検討されている。

これは大きな問題と考えます。

憲法第84条の観点からも、税の公平性が担保されていることの検証が必要だと思えます。

以上の点をもう一度整理しますと、命の水に課税することは、国民生活を害するものだと、僕らは考えております。

もう一度言いますね。

命の水に課税することは、国民生活を害するものであると考えます。

国民生活を害するんです。

それから、それに加えてですね、税の原則から踏み外しているというふうに我々考えており、特に公平性の観点から、非常に大きな問題を抱えているのではないかと考えております。

よって、以上から、清涼飲料業界として、御提案の法定外普通税の地下水税に対しては、断固反対の意見を申し上げます。

以上、今回、意見を申し上げる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

御礼申し上げます。

(事務局) ありがとうございました。

本日は以上となります、大変お疲れ様でした。

(2) 一般社団法人日本ミネラルウォーター協会

(事務局) それではですね、一般社団法人日本ミネラルウォーター協会様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(日本MW協会) よろしくお願ひいたします。

今日はこういう機会をいただいて、ありがとうございます。

まずミネラルウォーター協会ですけれども、当協会は1972年に設立されて、今年で50年目になります。

ミネラルウォーターの製造販売を行っている事業者が集まっている業界団体です。ちょっと時間がございませんので、協会のパンフレットを持ってきましたので、これは後で読んでいただければというふうに思っております。

それじゃ早速説明させていただきます。

今日の説明は、事前に提出させていただいた意見書、これはこの前の全国清涼飲料連合会の方からの説明が十分あったと思いますので、我々の方は業界としてのですね、今までも山梨県で活動してきた業界としての考えを中心に述べさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。

まずミネラルウォーターを製造している各企業は、農水省の指導のもと、例えば品質安全保証活動の例として、定期的な水質検査、それから井戸製造設備の保全更新、そして、食品衛生法遵守に加え、HACCPというシステムに基づいた品質管理を運用しており、継続するための人材教育、育成などのコストを講じております。

事業者としては地域人材の採用、雇用、そして設備投資、収益に基づく納税、さらに立地建設稼働に伴う諸法令の遵守を実施しております。

そして、立地地域においては、商品ブランドとして、地域名称、もしくは象徴となるような名称デザインを採用するなど、顧客に対する製品PRと一体となった水源地域のPR活動や地域と一体となった環境保全水源涵養活動、行政の水源とも連携した地下水のモニタリング、地域の期待にこたえた製品協賛や資金的貢献を実施しております。

そもそも日本は、豊富な降水量に恵まれた国です。

豊富で優れた水質の地下水源は、山梨県のみならず、日本各地に存在します。

その中で、山梨県内のミネラルウォーター事業者は、長年にわたる地道な品質維持向上の努力と、積極的なマーケティング活動への投資によって、山梨県のミネラルウォーターを、全国的なトップブランドの地位に押し上げたと自負しております。

厳しい市場環境の中で経営努力をし、県の産業振興にも取り組んできた当協会として、今回のような税導入の動きを非常に残念に思います。

山梨県における地下水への課税論につきましては、過去2002年12月の山梨県地方税制研究会中間報告における提言に始まり、長期にわたる県と納税義務者、その他の関係者による議論を経てきた経緯があり、最終的に外部有識者による2006年7月のミネラルウォーター税についての検討会報告書において、薄く広く課税するという税の理念、さらに、公平中立などの税の原則に照らして考えた場合、納税義務者が特定かつ少数のものに限定されすぎていること、ミネラルウォーター業界の受益が他の業界の地下水利用からの収益よりも、特別に大きいとする根拠を客観的に示すことは困難なことであることから、積極的に評価することは難しいと結論づけられました。

当協会も上記結論に賛同するものであり、当業界に絞り、課税対象とする税導入につきましては、税の理念、原則に反するものとして反対いたします。

また、当時の検討会報告書においては、ミネラルウォーター税に否定的見解を示す一方、県民共有の財産資源を県民が等しく費用を負担することにより県民自らが守っていくという意識の醸成を図ることが極めて重要であることから他県で導入が進んでいる県民税の超過課税についても県民の間で議論が深まることを期待したい、また、税という強制力を伴

う手法ではなくミネラルウォーター業界が協力金のような形で応分の負担をすることも考えられるとする県及び業界による取組みへの提言が行われ、その後、2012年の森林環境税、すなわち、県民税均等割の超過課税や、2013年の山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例、これは揚水設備を用いて地下水を採取している者に、森林の整備等、地下水涵養の努力義務を課すとともに、大規模採取者には、地下水管理に関する計画の作成提出を義務づけることによって、計画的な地下水の涵養の取組みの実施を促すという内容の条例が制定され、県の政策に十分反映されてきたものと考えます。

もとより当業界も山梨県の豊かな地下水資源や森林から多大なる恩恵を受けていることを十分に認識し、県の上記政策が実施される以前から、森林保全、地下水涵養に積極的に取組みを続けており、県や市町村への寄付金等の協力に加え、恒常的な地下水、水量、水質のモニタリングに基づき、地下水の利用及び涵養計画を立案し実施しています。

また、大学や行政、研究機関などと連携した調査研究、具体的には、水量、水質、植生、土壌や生息する鳥や鹿の行動特性などの生態調査、さらには地下水涵養に関する知識、意識の醸成を目的とした各種PR、イベント、講座等多岐にわたる活動を継続しています。このような中、新たな地下水への課税が導入されれば、民間の自主的な森林保全、地下水涵養活動に重大な悪影響を及ぼし、ひいては県の政策実現を阻害する結果に繋がることを強く懸念します。

さらに、他県の同業との比較において、税負担額の差が生じるということは、相対的に山梨県内産業の経営環境の悪化原因となります。

今後、地域活性化、地域ブランド化に向け、地域産業が一体となって、地域資源の魅力創出や活用への取組みが重要であると言われる中、山梨県内のミネラルウォーター事業者への課税は、山梨県における積極的な活動意欲の減速に繋がることを懸念します。

地下水源は、地球上において、太陽エネルギーと重力を主たる原動力として起こる、海洋における蒸散、蒸発から大気圏を通じた陸域への輸送、降水、表流水、地下水を形成し、そして海洋への流出という山梨一県をはるかに超える地球規模での水循環システムの中で生成され、循環しているという点で、地下鉱物資源などとは決定的に性質を異にしています。

また、山梨県は富士川、相模川、多摩川の上流域に位置し、その地下水、河川水は、県内はもちろん静岡県、神奈川県、東京都の人々の生活や産業に利用される貴重な水資源となっており、いわば、これら地域の水瓶としての役割を果たしています。

山梨県の地下水資源は、山梨県民の共有財産のみならず、これら広域に暮らす人々の共有財産であると言えます。

その豊かな地下水資源を原水として、沈殿ろ過殺菌以外の処理を行わないナチュラルミネラルウォーター事業者が立地しているという事実は、全国の消費者にとって、その水源エリアが、豊かで安全な地域であるとの信頼に結びついています。

山梨県においては、この信頼のもと、積極的に新規企業の立地誘致を進めている中で、今回のような地下水への課税案は、その活動を停滞減少させる懸念があると考えます。

以上述べた、実情をです、適切に把握いただきたいと考えております。

以上でございます。

今述べたようなことなんですけども、先日NHKでですね、富士吉田市でふるさと納税で今回67億円集まったっていう話があって、我々の意識としてはですね、そうやって官民一体となって、盛り上げていくのが本来の姿じゃないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

以上です。

(事務局) ありがとうございます。

本日は以上でございます、大変お疲れ様でした。

(3) 公益社団法人日本水道協会山梨県支部

(事務局) それではですね、公益社団法人日本水道協会山梨支部様、御説明をよろしくお願ひします。

(日本水道協会) はい、それでは説明させていただきます。

案Aについて、提案させていただきたいと思います。

山梨県の上水道事業については、行政区域内人口82万2651人に対し、給水人口71万9320人、普及率87.4%を占めています。

水源については、地下水が73.7%、272箇所を占めており、その他19.8%、73箇所、地表水6.5%、24箇所の順となっています。

水源別の年間取水量については、地下水41.6%、5519万6千立方を占めており、地表水40.9%、5438万8千立方、その他17.5%、2万3220立方の順となっています。

水源別の地下水の年間取水量の割合は、全国平均22.6%に比べ、山梨県の上水道事業では、41.6%を占めています。

地方公共団体の経営する水道事業は、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を推進するように運営されなければならないと、また、運営経費については、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。

全国的に人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などの様々な課題に直面し、厳しい経営環境に置かれており、近い将来には水道料金の値上げを検討せざるをえない段階にあります。

ここへ更に新税の導入となると、その分を水道料金に反映することとなり、利用者への負担が増すこととなります。

また、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくため、総務省は、経営基盤や組織体制の強化に向け、各都道府県に水道広域化推進プランを2022年度末までに策定するよう要請しております。

このような状況の中、地下水の採水行為を課税対象とすべきではないと考えております。以上です。

(事務局) ありがとうございます。

本日は以上となります、大変お疲れ様でした。

(4) 一般社団法人山梨県機械電子工業会

(事務局) それでは、一般社団法人山梨県機械電子工業会様、御説明をよろしくお願ひいたします。

(機械電子工業会) 私どもの業界といたしましては、製造業を主に生業としている業界でございます。

その製造する過程の中で、水道水なり、または地下水を利用しているものがございます。しかしながら、工業製品をあくまでも私どもの企業は販売してございまして、水そのものを販売している訳ではございません。

あくまでも工業製品を作る過程の中で、水を利用させていただいているというのが実態でございます。

従いまして、山梨県の水のブランド等については、あまり考慮されている訳でもございません。

また、山梨の水を使うことによって、工業製品に有利不利に働くということは一切ございません。

従いまして、水の利用というのは、それに限定されている訳でございますので、先生方の中で、そういった一般的な利用に対して、税を課すのはいかがなものかという御意見があったと思いますが、私どもも、その御意見に全く賛同するところでございます。

以上でございます。

(事務局) ありがとうございます。

本日は以上となります、大変お疲れ様でした。

(機械電子工業会) どうもありがとうございました。

(5) 山梨県農業協同組合中央会

(事務局) それでは、山梨県農業協同組合中央会様、御説明をよろしくお願いいたします。

(農協組合中央会) どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私どもの県庁の方に提出させていただきました内容について若干触れさせていただきたいと思えます。

まず、**案A**ということで、地下水の採水行為に対する課税はどうかという御質問に対しましては、1つは考え方としましては、山梨の優れたものは、太陽、水、空気の3つが山梨の優れたもので、太陽と空気は自然のものでございますけれども、水につきましては、森林を作ったり、水田で貯めたりというふうな古来からの先人たちの英知のもとに今の地下水は成っています。

ということで水は一番の公共財ではないかというふうに考えているところでございます。ただし、普通に利用する分には、今までも利用してきましたし、これからも利用していきますし、これを一律に課税の対象とするのはやはりちょっと無理があるんじゃないかというふうに考えておまして、特に農業面につきましては、作物に蒔いてそこで作物に吸われたり、蒸散したり、地下に浸透したりということで、その場で定着するものというふうに考えておりますので、採水行為に対する課税につきましては無理があるんじゃないかと。

ただし、大規模工場とかそういうふうなものにつきましては、例えば山梨では具体的な事例はないと思えますけれども、大規模な地下水の採取によりまして地盤沈下が起こったり、例えば地下水位が低下することによって畑が乾燥するようになったりですとか、農業の方にも温暖化と相まって影響が少なからずあるんじゃないかというふうなこともいくつかのものから言われています。

そういうこともありまして、大規模な地下水利用者とは個別に協定等を結ぶ中で、例えば

企業版ふるさと納税制度などを活用する中で、応分の負担を求めていくことが適当ではないかというふうに考えています。

それから、**案B**につきまして、地下水の移出に対し課税したらどうかという御意見に対しては、農業分野におきましては、特に作物として出荷するというようなことでございますので、その中の水分とかそういうものが、特にきゅうり、トマトには水が含まれている訳ですけれども、そこに課税するのはちょっと無理があるんじゃないかというふうに考えております。

ただし、例えば、ミネラルウォーターさんなんて、名指しをしては恐縮ではございますけれども、汲み上げた水を、山梨の南アルプスの天然水だとか、富士山のバナジウムの水だとか、付加価値をつけて販売している面からは、少しは税負担しても県民、国民、企業の理解が得られるんじゃないかというふうに考えたところでございます。

特に、ここに付け足しますけれども、課税につきましては、例えばビールとかワインとかお酒なんかは移出の時に税務署さんから課税をされるということですので、同じように工場から出すときに課税をすれば、同じような課税ですからテクニク的にも簡便にできるんじゃないかということです。

ただし、そんなにべらぼうな課税をする訳でございませぬので、企業さんの方にも理解できるような課税をしていったらいかがなものかというふうに考えているところでございます。

最後に、蛇足でございませぬけれども、水は非常に重要な、地下水は特に重要な資源でございませぬので、例えば、余計なことではございませぬけれども、今問題になってる大規模な森林伐採、開発等、この課税と合わせて、是非是正をしていっていただきたいというふうに考えている次第でございませぬ。

以上でございませぬ。

(事務局) ありがとうございます。

本日は以上となります、大変お疲れ様でした。

(6) 山梨県中小企業団体中央会

(事務局) それではですね、山梨県中小企業団体中央会様、御説明よろしくお願ひいたします。

(中小企業団体中央会) よろしくお願ひいたします。

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見ということで**案A**、**案B**に対する意見ということでお手元にあると思いますが、そのような考え方をもって御回答しましたけれども、その考え方を御説明させていただきます。

案Aの方ですけれども、地下水を採水して事業利用している中小・小規模事業者、上水道事業者に対する課税ということはですね、事業者のコスト増や一般県民の水道料アップに繋がることから、広く理解を得やすいかという、そうではないのではないかとおぼれませぬ。

県外企業の進出を阻害する可能性もありますけれども、将来的には、将来的にはということではございますけれども、大量に採取する事業者に対しては採取量に課税するような制度が考えられるかなあとは思いますが、**案A**・**案B**を比較したときにはやはり、**案B**の方の地下水の移出行為に対する課税の方が、理解が得やすいのではないかと考えてございませぬ。

国民ないし県民の共有財産である地下水を、飲料用に県外移出という形で、事業利用して収益を上げている企業に対して課税する方が、実現可能性が高いのではないかとと思われるということでございます。

現在のミネラルウォーター等の事業者というのは、輸送コストの観点から全国各地の大消費地に近いところで事業者がそれぞれ事業を行うようになっておりまして、本県が課税を行っても事業者の県外移転が急激に進むことは考えられませんし、新規進出も大幅に減るとも思わないということでございます。

ただし、最後の一段落のところ、普通税として徴収した場合も、本県の自然環境保護に活用するっていう用途にある程度限定した方が理解を得やすいと書いてあるんですけど、法定外普通税ですので、用途は基本的に自由ということになるとは思いますけれども、自然保護、環境保護に対して、どのぐらい一般財源を投入してるのかっていうものもありますし、最終的にどの程度の財源といいますか、税金を見込むのかということも問題になるかと思いますが、そうした場合には、その財源をもってどういう事業をやっていくのかという部分の説明はある程度必要なのではないかというふうに思います。

ことは若干離れますけれども、**案A**の方は、書いてはございませんけれども、例えば中小企業者の中には製品の洗浄に使ったりとかそういうことがあるとは思いますが、水道事業者もそうですけれども、最終的に水は、県内で使う限りにおいては、そのまま、あと水処理をしたりしてですね、やはり県内の方に残っている訳です。

ところが**案B**の方になってくると、水を完全に県外持ち出すっていうことになりますので、そこに対して課税をするんだよという話になれば、そこは、事業者が反対するかもしれませんが、基本的に県民の共有財産である地下水というものが他の県に持ち出されるということからすれば、**案B**の方が、より地下水に対する課税ということから考えれば、全体的には理解が得やすい、得られやすいのではないかとというふうに思われます。

基本的には以上のような考え方で、この回答を提出した次第でございます。

以上です。

(事務局) ありがとうございます。

本日は以上となります、大変お疲れ様でした。

(7) 山梨県商工会連合会

(事務局) それでは、山梨県商工会連合会様、御説明をよろしくお願いいたします。

(商工会連合会) どうぞよろしくお願いいたします。

今日こういうヒアリングの機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

それでは、座ったままで申し訳ございませんが、説明をさせていただきます。

既に私ども団体の意見については回答書にあったと思いますけれども、その前にですね、私ども連合会がどんな団体でどんな立ち位置で御意見を申し上げてるかということを理解していただくためにですね、お手元にもう1枚、山梨県商工会連合会の概要というペーパーを配らせていただきました。

こちらにつきまして、ちょっと説明をさせていただきます。

まず1の組織等についてでございます。

2つ目のマル組織ですけれども、県内23の商工会がございます。

甲府市と富士吉田市は商工会議所ですので、それを除く市町25市町村エリアに23ございます。

2つの商工会が、2つの町村に跨って設置されております。

職員数はそこにあるとおりでございます。

それから会員数でございますけれども、私ども商工会調べですと、そこにありますとおり商工業者数、25市町村エリアにですね①のところですよ。

2万8000社以上の商工業者数があるうちですねそのうち、小規模事業者数、2万5409社でございます。

①分の②で89.6%、約9割のですね小規模事業者でございます。

さらにですね、①のうち、商工会の会員数でございますが、③のところでございます。

1万7046社ということで、①分の③で、60.1%と、約6割の組織率、全国平均が57.9%ですので、全国よりはやや高い組織率ということで、こういう会員を有する団体ということでございます。

その先に参考でございます。

これは国のですね中小企業白書のデータでちょっと古い訳ですけども、民営で1次産業を除くですね商工業者、中小・小規模事業者数を申し上げますけれども、県内ですね、これは全県です。

甲府、富士吉田を含めまして、全企業数が3万0715社、④のところでございます。

うち、中小企業数3万0677社ということで、④分の⑤は99.9%です。

ほぼですね、中小企業ということで、こちらに全国平均は99.7%ですので、全国よりも中小企業数の割合が高いということでございます。

さらにそのうちの小規模事業者数というのは、2万7179社ということで、88.5%という本県、中小・小規模事業者数が特に多い県でございます、それらのですね約6割を会員にしている団体ということでございます。

2番の事業でございます。

商工会、23の商工会ですねそこにありますとおり、経営支援、それから地域活性化支援、リスクマネジメント支援と大きくですね、三つの事業をしております。

その下マル、連合会ですが、そのですね、各商工会の支援や指導をしております。

さらに、国や県補助金の受け入れと配分をしております。

さらに職員の人事を一元化して採用あるいは交流を行っております。

その下3番です。

そこに収入支出はざくっとですね書いてございます。

特に収入はですね、県補助金のところを見ていただきますと、総予算11億800万円のうちですね、9億4400万ということで、これ85.2%になります。

実はですね、三位一体の改革まではですね、国からの直接補助金がございます。

それが地方交付税化されまして、今度は県の方から、補助金をいただいているということで、その補助金が何に使われていますかといいますと、右の支出のところでございます。

人件費が8億9400万ということで、それとあと事業費ですね、この両方に、県の補助金が使われています。

ということですね、あのお手元の意見ということでございます。

今言いましたようにですね、やはり中小・小規模事業者の立場からは、新しい税の導入はどうかと言われたら、それは反対と言わざるをえませんけれども、今日の場合はですね、そういう意見を申す場ではないということでございますので、この案A、案B、導入するとしたらどうかということで意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、案Aでございます。

これについては反対ということでございます。

その理由にございますとおりですね、いわゆる地下水を直接の商品としてない自社のですね商品のために地下水を利用してまたそれを戻しているという事業者も多くございます。

これ極端な例かもしれませんが、人間ですね、山梨のおいしい空気を吸って出しております。

これ当たり前のことございまして、生きていくに当たり前のこと、小規模事業者もですね、山梨の地下水を利用してそれを戻してるという業者が多い訳でございます。

そこにですね、いきなり税となると、やはりどうしてということで、おそらく混乱が生じるだろう、あるいは、不満を招くだろうということで、そうなりましたので商品として利益を上げている業者との間の公平と言いますか、それに反するのではないかと。

それから課税対象が膨大な数になるのではないかと、免税点を設けるにしてもですね、膨大な数が予想されます。

税収に比べて課税や徴収のための経費の比率が高くなることも予想されます。

ということで簡素の理念にですね反するんじゃないかということでございます。

それから案Bについてでございます。

その条件つき賛成というふうに書いてございます。

賛成理由でございますけれども、確かにですね、県民共有の財産である地下水これをですね、直接の商品、あるいは商品の構成比率の高いものとして利益を得ているという行為に対して課税することは、これは県民にとっては納得性があるのではないかと。

しかもですね、課税や徴収の仕組みが簡素であり、経費も抑えられる。

そこに条件つきということで、条件を書かせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、中小・小規模事業者が多い中でですね、非常に財務状況も脆弱でございます。

そういうことで、中小・小規模事業者に配慮した免税点をぜひ設定していただきたい。

それからですね、山梨県民に還元される税であるという観点からですね、県内本社企業にですね、例えば地場産企業については軽減税率等の配慮をできればお願いしたいというふうに考えます。

全国的な大手企業と地場産業との何らかの差をつけていただければなど。

そこには書いてありませんけど、垂直的な公平という観点もございます。

移出行為をたくさんして、たくさん売り上げ利益があるところとそうでないところとですねやはり、それぞれの税の負担を変えるという観点もですねぜひ御検討いただければなど。

例えば所得税は累進課税になっています。

そんなような観点もですねぜひ御検討いただければなというふうに思います。

商工会連合会からは、簡単ではございますけれども以上のような意見でございます。

是非よろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

本日以上となります、大変お疲れ様でした。

(事務局) 各団体の意見説明は以上となります。

よろしく願いします。

(会長) それでは、関係団体の皆様の意見説明が終わりましたので本日の議題はここまでとさせていただきます。

お忙しい中、貴重な御意見を御説明いただいた関係団体の皆様には改めて感謝申し上げます。

次回以降の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、皆様大変お疲れ様でした。

また進行がスムーズにできなかったところにつきましてお詫び申し上げます。

次回の開催でございます。

今回は1月の31日月曜日ということで、皆様方の日程の方を調整させていただいたところでございます。

そこでの開催ということをご予定してございますが、可能な限り、ウェブを活用できるような形ということで、ウェブの会議の形式ということの方向で準備の方を進めたいと思います。

また、詳細につきましては改めて御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回につきましては、報告の作成に向けた整理事項についての御審議ということで、意見交換をお願いしたいと思っております。

何とぞ御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(会長) 御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それではこれで議事を終了しますが、その他ということで何かございますか。

よろしいですかね。

それでは事務局にお返しします。